

ページ	章	節	項	修正前	修正後	備考
2-22	3	1	3	ウ建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づき、知事が指定した 特殊 建築物の所有者又は管理者に対し、その防災上の維持管理状況を報告させる制度があります。町は、県の協力を得てこの制度を活用し、建築物の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該建築物の所有者又は管理者に火災防止措置を促します。	ウ建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づき、知事が指定した 特定 建築物の所有者又は管理者に対し、その防災上の維持管理状況を報告させる制度があります。町は、県の協力を得てこの制度を活用し、建築物の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて当該建築物の所有者又は管理者に火災防止措置を促します。	平成28年の法改正により知事指定の特殊建築物はなくなり、名称も特定建築物に改正されたため。
2-23	3	1	3	4 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制 (1) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物及び宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県と町が連携して建築又は土木技術者を対象とした 被災建築物又は被災宅地危険度判定士養成講習会 を実施し、技術者の養成に努めます。 また、町が 被災建築物又は被災宅地危険度判定実施本部 を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整にあたり、判定実施準備等を行う被災建築物応急危険度判定 コーディネーター の養成を行います。 (2) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備 町は 応急危険度判定 を実施するにあたり、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、(国、県、町)で相互に緊密な連携をとるよう体制整備に努めます	4 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制 (1) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成 余震による建築物の倒壊や落下物及び宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県と町が連携して建築又は土木技術者を対象とした 被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定士養成講習会 を実施し、技術者の養成に努めます。 また、町が 被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定実施本部 を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整にあたり、判定実施準備等を行う被災建築物応急危険度判定 コーディネーター又は判定調整員 の養成を行います。 (2) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備 町は 被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定 を実施するにあたり、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、(国、県、町)で相互に緊密な連携をとるよう体制整備に努めます	正式名称に修正。
3-31	1	8	2	2 救助の種類と実施権限の委任 (1) 救助法による救助の種類 救助法による救助の種類は、次のとおりです。資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表を掲げています。 ア 避難所及び応急仮設住宅の供与 イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 エ 医療及び助産 オ 被災者の救出 (追加) カ 被災した住宅の応急修理 キ 生業に必要な資金、器具の貸与又は資料の給与又は貸与 ク 学用品の給与 ケ 埋葬 コ 死体の捜索及び処理 サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常死	2 救助の種類と実施権限の委任 (2) 救助法による救助の種類 救助法による救助の種類は、次のとおりです。資料編（資料4-5）に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表を掲げています。 ア 避難所及び応急仮設住宅の供与 イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 エ 医療及び助産 オ 被災者の救出 カ 福祉サービスの提供 キ 被災した住宅の応急修理 ク 生業に必要な資金、器具の貸与又は資料の給与又は貸与 ケ 学用品の給与 コ 埋葬 サ 死体の捜索及び処理 シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常死	令和7年7月1日の災害救助法施行令改正に伴う。

ページ	章	節	項	修正前	修正後	備考
				活に著しい支障を及ぼしているものの除去	活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
3-43	3	5	2	<p>共通事項 防災ヘリコプターの運航体制</p> <p>防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」（資料1 1-1）の定めるところにより、町の要請に基づき運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとします。</p> <p>資料1 1-1 「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」参照</p>	<p>共通事項 防災ヘリコプターの運航体制</p> <p>防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理規程」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」（資料1 1-1）の定めるところにより、町の要請に基づき運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとします。</p> <p>資料1 1-1 「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」参照</p>	文言の修正。
3-43	3	5	2	<p>第2項 防災ヘリコプターの応援要請手続</p> <p>町長は、「三重県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとします。</p>	<p>第2項 防災ヘリコプターの応援要請手続</p> <p>町長は、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとします。</p>	協定名の誤りによる修正。
3-43	3	5	2	<p>3 緊急応援要請要求連絡先</p> <p>防災対策部 防災対策総務課 防災航空班</p>	<p>3 緊急応援要請要求連絡先</p> <p>防災対策部 消防・保安課 防災航空班</p>	担当課の変更による修正。
3-56	4	1	6	<p>7 避難所の運営及び管理</p> <p>(8) 避難者の住宅については、県と連携して速やかに被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅における二次災害の発生の危険性が少ないと判定等された方の自宅避難を促進します。</p>	<p>7 避難所の運営及び管理</p> <p>(8) 避難者の住宅およびその敷地については、県と連携して速やかに被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅における二次災害の発生の危険性が少ないと判定等された方の自宅避難を促進します。</p>	被災宅地危険度判定は宅地の危険度を判定するため。
3-62	4	4	4	<p>町災害ボラセンの概念図</p>	<p>町災害ボラセンの概念図</p>	日本赤十字社三重県支部及び三重県社協はともに幹事団体であり、また県災害治作本部は「参加」しないため修正。
3-74	5	2	1	<p>2 支援物資の受入</p> <p>関係機関等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は「南伊勢町災害時受援計画」に基づき、受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れます。支援物資は、基本的に輸送拠点（町物資拠点）において受け入れます。</p> <p>なお、大規模災害時における国からの支援物資（プッシュ型支援）の受</p>	<p>2 支援物資の受入</p> <p>関係機関等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は「南伊勢町災害時受援計画」に基づき、受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れます。支援物資は、基本的に輸送拠点（町物資拠点）において受け入れます。</p> <p>なお、大規模災害時における国からの支援物資（プッシュ型支援）の受け入れは別に定める「南伊勢町災害時受援計画」の「支援物資の受入れに関</p>	令和7年4月1日に「新物資システム（B-PLo）」が運用開始されたため

ページ	章	節	項	修正前	修正後	備考
				<p>け入れは別に定める「南伊勢町災害時受援計画」の「支援物資の受入れに関する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。</p>	<p>する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「新物資システム（B-PLo）」により調達・輸送を行う。</p>	
3-92	7	2	1	<p>2 被災建築物応急危険度判定の実施</p> <p>（1）被災建築物応急危険度判定制度の適用</p> <p>町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、その旨を県に報告するとともに、「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、県に対し、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請します。</p> <p>（2）被災建築物応急危険度判定の実施</p> <p>被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた、“自宅避難”“避難継続”“応急修理”等の対策を所有者や使用者等に促すとともに、（削除）建築物に判定結果を表示することにより倒壊等による危険が認められる場合は所有者や使用者等だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起します。また調査結果を遅延なく実施本部に報告します。</p>	<p>2 被災建築物応急危険度判定の実施</p> <p>（1）被災建築物応急危険度判定制度の適用</p> <p>町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、その旨を県に報告するとともに、「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、必要に応じて県に対し、被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請します。</p> <p>（2）被災建築物応急危険度判定の実施</p> <p>被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、建築物に判定結果を表示することにより倒壊等による危険が認められる場合は所有者や使用者等だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起します。また調査結果を遅延なく実施本部に報告します。</p>	<p>判定士の派遣要請は必要に応じて要請するものであるため。</p> <p>被災建築物応急危険度判定の説明と異なるため。</p>

ページ	章	節	項	修正前	修正後	備考
2-20	3	2	3	<p>2 被災建築物及び(削除)被災宅地応急危険度判定体制</p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>災害による建築物の倒壊や落下物及び(削除)宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県と町が連携して建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、技術者の養成に努めます。</p> <p>また、町被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整にあたり、判定実施準備等を行う判定調整員の養成を行います。</p>	<p>2 被災宅地応急危険度判定体制</p> <p>(2) 被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>災害による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県と町が連携して建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、技術者の養成に努めます。</p> <p>また、町被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整にあたり、判定実施準備等を行う判定調整員の養成を行います。</p>	被災建築物応急危険度判定は地震災害で行うものであり、風水害では行わないため。 被災宅地危険度判定の内容と異なるため。
2-21	3	3	2	<p>1 土砂災害危険箇所の把握及び住民への周知</p> <p>☞資料 10-1 「土石流危険溪流」参照(削除)</p> <p>☞資料 10-2「急傾斜地崩壊危険箇所」参照(削除)</p> <p>(追加)</p> <p>☞資料 10-3「急傾斜地崩壊危険箇所及び砂防指定地」参照</p> <p>☞資料 10-6「砂防指定地内の溪流」参照</p>	<p>1 土砂災害危険箇所の把握及び住民への周知</p> <p>☞資料 10-1 「土砂災害警戒区域指定一覧表」参照 別紙1</p> <p>☞資料 10-2「急傾斜地崩壊危険箇所及び砂防指定地」参照</p> <p>☞資料 10-5「砂防指定地内の溪流」参照</p>	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定による修正。
4-40、41	2	5	2	<p>共通事項 防災ヘリコプターの運航体制</p> <p>防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」(資料1 1-1)の定めるところにより、町の要請に基づき運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとします。</p> <p>資料1 1-1 「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」参照</p>	<p>共通事項 防災ヘリコプターの運航体制</p> <p>防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理規程」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」(資料1 1-1)の定めるところにより、町の要請に基づき運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとします。</p> <p>資料1 1-1 「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」参照</p>	文言の修正。
4-41	2	5	2	<p>3 緊急応援要請要求連絡先</p> <p>防災対策部 防災対策総務課 防災航空班</p>	<p>3 緊急応援要請要求連絡先</p> <p>防災対策部 消防・保安課 防災航空班</p>	担当課の変更による修正。
5-2	1	2	2	<p>2 救助の種類と実施権限の委任</p> <p>(3) 救助法による救助の種類</p> <p>救助法による救助の種類は、次のとおりです。資料編(資料4-5)に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表を掲げています。</p> <p>ア 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>エ 医療及び助産</p> <p>オ 被災者の救出</p> <p>(追加)</p> <p>カ 被災した住宅の応急修理</p> <p>キ 生業に必要な資金、器具の貸与又は資料の給与又は貸与</p> <p>ク 学用品の給与</p>	<p>2 救助の種類と実施権限の委任</p> <p>(4) 救助法による救助の種類</p> <p>救助法による救助の種類は、次のとおりです。資料編(資料4-5)に「救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表を掲げています。</p> <p>ア 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>エ 医療及び助産</p> <p>オ 被災者の救出</p> <p>カ 福祉サービスの提供</p> <p>キ 被災した住宅の応急修理</p> <p>ク 生業に必要な資金、器具の貸与又は資料の給与又は貸与</p> <p>ケ 学用品の給与</p>	令和7年7月1日の災害救助法施行令改正に伴う。

ページ	章	節	項	修正前	修正後	備考
				ケ 埋葬 コ 死体の捜索及び処理 サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常死活に著しい支障を及ぼしているものの除去	コ 埋葬 サ 死体の捜索及び処理 シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常死活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
5-9	2	3	2	2 支援物資の受入 関係機関等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は「南伊勢町災害時受援計画」に基づき、受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れます。支援物資は、基本的に輸送拠点(町物資拠点)において受け入れます。 なお、大規模災害時における国からの支援物資(プッシュ型支援)の受け入れは別に定める「南伊勢町災害時受援計画」の「支援物資の受入れに関する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「 物資調達・輸送調整等支援システム 」により調達・輸送を行う。	2 支援物資の受入 関係機関等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は「南伊勢町災害時受援計画」に基づき、受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れます。支援物資は、基本的に輸送拠点(町物資拠点)において受け入れます。 なお、大規模災害時における国からの支援物資(プッシュ型支援)の受け入れは別に定める「南伊勢町災害時受援計画」の「支援物資の受入れに関する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「 新物資システム(B-PLo) 」により調達・輸送を行う。	令和7年4月1日に「新物資システム(B-PLo)」が運用開始されたため
5-17	2	5	4			日本赤十字社三重県支部及び三重県社協はともに幹事団体であり、また県災害治作本部は「参加」しないため修正。
5-26	3	1	3	1 農作物に対する応急措置 オ 防除の基準は特別の指示のない限り県の定める 病害虫防除基準 によります。 カ 農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び 三重県農薬卸商業協同組合 と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。	1 農作物に対する応急措置 オ 防除の基準は特別の指示のない限り県の定める 三重県病害虫総合防除計画 で示された措置によります。 カ 農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び 三重県農薬商業協同組合 と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。	オ 名称が異なるため。 カ 名称が異なるため。

ページ	章	節	項	修正前	修正後	備考
5-30	3	1	3	<div data-bbox="534 283 875 346" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3節 住宅の保全・確保</div> <div data-bbox="667 378 1409 451" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">第2項 住宅関連情報の収集と被災建築物応急危険度判定の実施</div> <div data-bbox="667 493 1409 567" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">第3項 応急住宅等の確保</div>	<div data-bbox="1513 283 1855 346" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第3節 住宅の保全・確保</div> <div data-bbox="1647 378 2389 451" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">第2項 住宅関連情報の収集と被災宅地危険度判定の実施</div> <div data-bbox="1647 493 2389 567" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">第3項 応急住宅等の確保</div>	<p>被災建築物応急危険度判定は地震災害で行うものであり、風水害では行わないため。</p>

ページ	修正前					修正後					備考
4-4	9 指定公共機関					9 指定公共機関					日本赤十字社三重県支部の移転による修正。
	機 関 名	所 在 地	防災事務連絡窓口	電話番号	FAX 番号	機 関 名	所 在 地	防災事務連絡窓口	電話番号	FAX 番号	
	日本赤十字社 三重県支部	514-0004 津市栄町一丁目 891 三重県合同ビル 2F		059-227-4145 地上系無線 8- *-991 衛星系無線 7-101-991	059-227-6245 地上系無線 8-099-**-992 衛星系無線 0-p-7-p-101-992	日本赤十字社 三重県支部	514-0131 津市あかつ台4丁目 8-5		059-264-7700 地上系無線 8-892-**-11 衛星系無線 7-892-11	059-264-7701 地上系無線 8-892 衛星系無線 0-p-7-p-892-19	
4-9 ~4-12	4-5「救助法における救助の程度・方法及び期間」早見表 令和4年度災害救助基準 令和4年4月1日現在					4-5「救助法における救助の程度・方法及び期間」早見表 令和7年度災害救助基準 令和7年4月1日現在					最新の状況を反映。
	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	
	避難所の設置 (法第4条1項)	(略)	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり 330円以内	(略)	3 避難所での避難生活 が長期にわたる場合に おいては、避難所で避 難生活している者への 健康上の配慮等によ り、ホテル・旅館など 宿泊施設を借上げて実 施することが可能。(ホ テル・旅館の利用額@ 7,000円(食費込・税 込)/泊・人以内とする が、これにより難い場 合は内閣府と事前に調 整を行うこと。)	避難所の設置 (法第4条1項)	(略)	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり 360円以内	(略)	3 避難所での避難生活 が長期にわたる場合に おいては、避難所で避 難生活している者への 健康上の配慮等によ り、ホテル・旅館など 宿泊施設を借上げて実 施することが可能。(ホ テル・旅館の利用額@ 10,000円(食費込・税 込)/泊・人以内とする が、これにより難い場 合は内閣府と事前に調 整を行うこと。)	
	避難所の設置 (法第4条第2項)	(略)	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり 330円以内	(略)	(略)	避難所の設置 (法第4条第2項)	(略)	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり 360円以内	(略)	(略)	
	応急仮設住宅の 供与	(略)	2 基本額1戸当たり 6,285,000円以内		1 費用は設置にかかる 原材料費、労務費、付 帯設備工事費、輸送費 及び建築事務費等の一 切の経費として 6,285,000円以内であ ればよい。	応急仮設住宅の 供与	(略)	2 基本額1戸当たり 7,089,000円以内		1 費用は設置にかかる 原材料費、労務費、付 帯設備工事費、輸送費 及び建築事務費等の一 切の経費として 7,089,000円以内であ ればよい。	
	炊き出しその 他による食品 の給与	(略)	1人1日当たり 1,180円以内	(略)	(略)	炊き出しその 他による食品 の給与	(略)	1人1日当たり 1,390円以内	(略)	(略)	

ページ	修正前							修正後							備考	
	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 (以下略)	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 (以下略)		
	全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
		冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300		冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
		冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
	救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考		
	(追加)							福祉サービスの提供	避難所において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上		
	被災した住宅の応急処理(削除)	(略)(削除)	(略)(削除)			(略)(削除)	(略)(削除)									
	(追加)															
	(追加)															
	学用品の給与	(略)	2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円			(略)	(略)									
	埋葬	(略)	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内			(略)	(略)									
	死体の捜索	(略)	(略)			(略)	1 (削除) 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と									
	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して 1世帯当たり 53,900円以内			災害発生の日から10日以内										
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることがで	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内			災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する										

ページ	修正前					修正後					備考
					推定している。(削除)		きない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷による被害を受けた世帯 358,000 円以内	特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 か月以内)		
	死体の処理	(略)	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内	(略)	(略)	学用品の給与	(略)	2 文房具及び通学用品は 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500 円 中学校生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	(略)	(略)	
	除去	(略)	世帯当たりの平均 138,300 円以内	(略)	(略)	埋葬	(略)	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 232,200 円以内 小人 (12 歳未満) 185,700 円以内	(略)	(略)	
	輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 (追加) 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	(略)	(略)	(略)	死体の捜索	(略)	(略)	(略)	輸送費、人件費は、別途計上	
	死体の処理	(略)	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,700 円以内 一時保存： 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1 体当たり 5,900 円以内	(略)	(略)	除去	(略)	世帯当たりの平均 143,900 円以内	(略)	(略)	
	輸送費及び賃金 職員等雇上	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	

ページ	修正前	修正後	備考																																																																																																
		費 (法第4条 第2項) 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分																																																																																																	
4-15	4-6 相互応援協定等一覧	4-6 相互応援協定等一覧	最新の情報に修正。																																																																																																
4-18	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>締結年月日</th> <th>名称</th> <th>協定相手</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38</td> <td>平成28年 5月25日</td> <td>特定接種の接種体制に関する覚書</td> <td>町立南伊勢病院</td> <td>南伊勢町五ヶ所浦2969番地</td> <td>0599-66-0011</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	締結年月日	名称	協定相手	住所	連絡先	38	平成28年 5月25日	特定接種の接種体制に関する覚書	町立南伊勢病院	南伊勢町五ヶ所浦2969番地	0599-66-0011	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>締結年月日</th> <th>名称</th> <th>協定相手</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38</td> <td>平成28年 5月25日</td> <td>特定接種の接種体制に関する覚書</td> <td>町立南伊勢病院</td> <td>南伊勢町船越2545</td> <td>0599-66-0011</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>令和7年 11月28日</td> <td>災害時子ども支援おもちゃに関する覚書</td> <td>(株)バンダイ</td> <td>東京都台東区駒形1丁目4番8号</td> <td>03-3847-5080</td> </tr> </tbody> </table>	番号	締結年月日	名称	協定相手	住所	連絡先	38	平成28年 5月25日	特定接種の接種体制に関する覚書	町立南伊勢病院	南伊勢町船越2545	0599-66-0011	67	令和7年 11月28日	災害時子ども支援おもちゃに関する覚書	(株)バンダイ	東京都台東区駒形1丁目4番8号	03-3847-5080	最新の情報に修正。																																																												
番号	締結年月日	名称	協定相手	住所	連絡先																																																																																														
38	平成28年 5月25日	特定接種の接種体制に関する覚書	町立南伊勢病院	南伊勢町五ヶ所浦2969番地	0599-66-0011																																																																																														
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)																																																																																														
番号	締結年月日	名称	協定相手	住所	連絡先																																																																																														
38	平成28年 5月25日	特定接種の接種体制に関する覚書	町立南伊勢病院	南伊勢町船越2545	0599-66-0011																																																																																														
67	令和7年 11月28日	災害時子ども支援おもちゃに関する覚書	(株)バンダイ	東京都台東区駒形1丁目4番8号	03-3847-5080																																																																																														
5-6	5-2 風水害	5-2 風水害	管理者の修正。 最新の情報に修正。																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>避難地区</th> <th>指定緊急避難場所(緊急避難所)</th> <th>指定避難場所(2次避難所)</th> <th>管理者</th> <th>住所地番</th> <th>電話番号</th> <th>緊急避難所収容人員</th> <th>2次避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船越</td> <td></td> <td>南伊勢町立南勢中学校(体育館)</td> <td>町長</td> <td>船越2100</td> <td>0599-67-1155</td> <td></td> <td>515</td> </tr> </tbody> </table>	避難地区	指定緊急避難場所(緊急避難所)	指定避難場所(2次避難所)	管理者	住所地番	電話番号	緊急避難所収容人員	2次避難所	船越		南伊勢町立南勢中学校(体育館)	町長	船越2100	0599-67-1155		515	<table border="1"> <thead> <tr> <th>避難地区</th> <th>指定緊急避難場所(緊急避難所)</th> <th>指定避難場所(2次避難所)</th> <th>管理者</th> <th>住所地番</th> <th>電話番号</th> <th>緊急避難所収容人員</th> <th>2次避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船越</td> <td></td> <td>南伊勢町立南勢中学校(体育館)</td> <td>学校長</td> <td>船越2100</td> <td>0599-67-1155</td> <td></td> <td>515</td> </tr> </tbody> </table>	避難地区	指定緊急避難場所(緊急避難所)	指定避難場所(2次避難所)	管理者	住所地番	電話番号	緊急避難所収容人員	2次避難所	船越		南伊勢町立南勢中学校(体育館)	学校長	船越2100	0599-67-1155		515	管理者の修正。 最新の情報に修正。																																																																
避難地区	指定緊急避難場所(緊急避難所)	指定避難場所(2次避難所)	管理者	住所地番	電話番号	緊急避難所収容人員	2次避難所																																																																																												
船越		南伊勢町立南勢中学校(体育館)	町長	船越2100	0599-67-1155		515																																																																																												
避難地区	指定緊急避難場所(緊急避難所)	指定避難場所(2次避難所)	管理者	住所地番	電話番号	緊急避難所収容人員	2次避難所																																																																																												
船越		南伊勢町立南勢中学校(体育館)	学校長	船越2100	0599-67-1155		515																																																																																												
5-9	5-3 土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設 土砂災害警戒区域に所在する施設	5-3 土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設 土砂災害警戒区域に所在する施設																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設・事業名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">土石流</th> <th colspan="2">急傾斜</th> </tr> <tr> <th>警戒区域</th> <th>特別警戒区域</th> <th>警戒区域</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>南伊勢透析クリニック</td> <td>516-0109 船越111-2</td> <td>高齢者施設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>デイサービス 福寿</td> <td>516-0113 斎田316-83</td> <td>高齢者施設</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>デイサービスセンターのどか</td> <td>516-0113 斎田91-17</td> <td>高齢者施設</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>デイサービス ゆい(削除)</td> <td>516-1302 大江1111(削除)</td> <td>高齢者施設(削除)</td> <td></td> <td></td> <td>○(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>デイサービスセンターのぞみ</td> <td>516-1532 小方竈181</td> <td>高齢者施設</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設・事業名	住所	施設区分	土石流		急傾斜		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	1	南伊勢透析クリニック	516-0109 船越111-2	高齢者施設	○				2	デイサービス 福寿	516-0113 斎田316-83	高齢者施設			○		3	デイサービスセンターのどか	516-0113 斎田91-17	高齢者施設	○		○		4	デイサービス ゆい(削除)	516-1302 大江1111(削除)	高齢者施設(削除)			○(削除)		5	デイサービスセンターのぞみ	516-1532 小方竈181	高齢者施設			○		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設・事業名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">土石流</th> <th colspan="2">急傾斜</th> </tr> <tr> <th>警戒区域</th> <th>特別警戒区域</th> <th>警戒区域</th> <th>特別警戒区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>南伊勢透析クリニック</td> <td>516-0109 船越111-2</td> <td>高齢者施設</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>デイサービス 福寿</td> <td>516-0113 斎田316-83</td> <td>高齢者施設</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>デイサービスセンターのどか</td> <td>516-0113 斎田91-17</td> <td>高齢者施設</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>デイサービスセンターのぞみ</td> <td>516-1532 小方竈181</td> <td>高齢者施設</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設・事業名	住所	施設区分	土石流		急傾斜		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	1	南伊勢透析クリニック	516-0109 船越111-2	高齢者施設	○				2	デイサービス 福寿	516-0113 斎田316-83	高齢者施設			○		3	デイサービスセンターのどか	516-0113 斎田91-17	高齢者施設	○		○		4	デイサービスセンターのぞみ	516-1532 小方竈181	高齢者施設			○		
	施設・事業名					住所	施設区分	土石流		急傾斜																																																																																									
		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域																																																																																														
1	南伊勢透析クリニック	516-0109 船越111-2	高齢者施設	○																																																																																															
2	デイサービス 福寿	516-0113 斎田316-83	高齢者施設			○																																																																																													
3	デイサービスセンターのどか	516-0113 斎田91-17	高齢者施設	○		○																																																																																													
4	デイサービス ゆい(削除)	516-1302 大江1111(削除)	高齢者施設(削除)			○(削除)																																																																																													
5	デイサービスセンターのぞみ	516-1532 小方竈181	高齢者施設			○																																																																																													
	施設・事業名	住所	施設区分	土石流		急傾斜																																																																																													
				警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域																																																																																												
1	南伊勢透析クリニック	516-0109 船越111-2	高齢者施設	○																																																																																															
2	デイサービス 福寿	516-0113 斎田316-83	高齢者施設			○																																																																																													
3	デイサービスセンターのどか	516-0113 斎田91-17	高齢者施設	○		○																																																																																													
4	デイサービスセンターのぞみ	516-1532 小方竈181	高齢者施設			○																																																																																													

ページ	修正前								修正後								備考								
	6	特別養護老人ホーム 柑洋苑	516-0101 五ヶ所浦 2870	高齢者施設				○					5	特別養護老人ホーム 柑洋苑	516-0101 五ヶ所浦 2870	高齢者施設				○					
	7	住宅型有料老人ホーム 希望の里 福寿	516-0113 齋田 316-84	高齢者施設				○					6	住宅型有料老人ホーム 希望の里 福寿	516-0113 齋田 316-84	高齢者施設				○					
	8	サービス付高齢者向け 住宅 さくら並木	516-0113 齋田 91-17	高齢者施設	○				○				7	サービス付高齢者向け 住宅 さくら並木	516-0113 齋田 91-17	高齢者施設	○				○				
	9	障害福祉サービス 「ファイト」	516-0104 神津佐 1158-9	高齢者施設					○				8	障害福祉サービス 「ファイト」	516-0104 神津佐 1158-9	高齢者施設					○				
	10	支援センターかもめ (削除)	516-1423 村山 1131-2 (削除)	障がい者施設 (削除)							○	(削除)		9	南勢小学校	516-0101 五ヶ所浦 3755-1	学校等施設	○				○	○		
	11	南勢小学校	516-0101 五ヶ所浦 3755-1	学校等施設	○					○		○		10	南島東小学校	516-1307 贄浦 188-2	学校等施設	○					○	○	
	12	南島東小学校	516-1307 贄浦 188-2	学校等施設	○						○		○	11	南島西小学校	516-1423 村山 1036	学校等施設	○					○	○	
	13	南島西小学校	516-1423 村山 1036	学校等施設	○							○		12	南勢中学校	516-0109 船越 2100	学校等施設						○	○	
	14	南勢中学校	516-0109 船越 2100	学校等施設							○		○	13	南島中学校	516-1309 東宮 1033	学校等施設	○					○		
	15	南島中学校	516-1309 東宮 1033	学校等施設	○							○		14	放課後児童クラブ なんせい	516-0101 五ヶ所浦 2928	児童福祉施設						○		
	16	南伊勢高校南勢校舎	516-0109 船越 2926-1	学校等施設								○	○												
	17	放課後児童クラブ なんせい	516-0101 五ヶ所浦 2928	児童福祉施設								○													
	5-10	5-4 水防法に基づく要配慮者利用施設 浸水想定区域内（洪水）に所在する施設								5-4 水防法に基づく要配慮者利用施設 浸水想定区域内（洪水）に所在する施設								最新の情報に修正。							
	施設・事業所名	住所	施設区分	村 山 川 水 系	五 ヶ 所 水 系	伊 勢 路 川 水 系	大 江 川 水 系	河 内 川 水 系						施設・事業所名	住所	施設区分	村 山 川 水 系	五 ヶ 所 水 系	伊 勢 路 川 水 系	大 江 川 水 系	河 内 川 水 系				
1	小島医院	516-1423 村山 1118-6	病院・診療所	○									1	小島医院	516-1423 村山 1118-6	病院・診療所	○								
2	デイサービスセンター さくら苑	516-1423 五ヶ所浦 4023	高齢者施設		○								2	デイサービスセンター さくら苑	516-1423 五ヶ所浦 4023	高齢者施設		○							
3	デイサービス 福寿	516-0113 齋田 316-83	高齢者施設			○							3	デイサービス 福寿	516-0113 齋田 316-83	高齢者施設			○						

ページ	修正前										修正後										備考		
5-11 5-12	4	デイサービスセンター のどか	516-0113 齋田 91-17	高齢者施設				○			4	デイサービスセンター のどか	516-0113 齋田 91-17	高齢者施設				○					
	5	デイサービス ゆい (削除)	516-1302 大江 1111 (削除)	高齢者施設 (削除)						○ (削除)		5	南伊勢町社会福祉協議 会ふれあいなんとう (通所介護)	516-1423 村山 1132-1	高齢者施設		○						
	6	南伊勢町社会福祉協議 会ふれあいなんとう (通所介護)	516-1423 村山 1132-1	高齢者施設						○		6	愛の家グループホーム 五ヶ所	516-0101 五ヶ所 浦 4024-2	高齢者施設			○					
	7	愛の家グループホーム 五ヶ所	516-0101 五ヶ所 浦 4024-2	高齢者施設						○		7	住宅型有料老人ホーム 希望の里 福寿	516-0113 齋田 316-84	高齢者施設				○				
	8	住宅型有料老人ホーム 希望の里 福寿	516-0113 齋田 316-84	高齢者施設						○		8	サービス付高齢者向 け住宅 さくら並木	516-0113 齋田 91-17	高齢者施設				○				
	9	サービス付高齢者向 け住宅 さくら並木	516-0113 齋田 91-17	高齢者施設						○		9	グループホーム ぱれっと	516-1421 河内 520	高齢者施設							○	
	10	グループホーム ぱれっと	516-1421 河内 520	高齢者施設								10	南島西小学校	516-1423 村山 1036	学校等施設		○						
	11	南島西小学校	516-1423 村山 1036	学校等施設						○		11	放課後児童クラブ ふれあいなんとう	516-1423 村山 1132-1	児童福祉施設		○						
	12	放課後児童クラブ ふれあいなんとう	516-1423 村山 1132-1	児童福祉施設						○													
	5-11	5-5 要配慮者施設等一覧表 浸水想定区域内(津波)に所在する施設										5-5 要配慮者施設等一覧表 浸水想定区域内(津波)に所在する施設										最新の情報に修正。	
	5-12		施設・事業所名	住所	施設区分	備考							施設・事業所名	住所	施設区分	備考							
		1	宿田曾診療所	516-0222 田曾浦 3813	病院・診療所							1	宿田曾診療所	516-0222 田曾浦 3813	病院・診療所								
	2	関岡クリニック	516-0101 五ヶ所浦 4133	病院・診療所							2	関岡クリニック	516-0101 五ヶ所浦 4133	病院・診療所									
	3	南島メディカルセンター	516-1306 槌柄浦 1-1	病院・診療所							3	南島メディカルセンター	516-1306 槌柄浦 1-1	病院・診療所									
	4	小島医院	516-1423 村山 1118-6	病院・診療所							4	小島医院	516-1423 村山 1118-6	病院・診療所									
	5	地域生活支援センター ひびき	516-0104 神津佐 513-1	高齢者施設							5	地域生活支援センター ひびき	516-0104 神津佐 513-1	高齢者施設									

ページ	修正前				修正後				備考	
	6	デイサービスセンター さくら苑	516-0101 五ヶ所浦 4023	高齢者施設		6	デイサービスセンター さくら苑	516-0101 五ヶ所浦 4023	高齢者施設	
	7	デイサービス 福寿	516-0113 齋田 316-83	高齢者施設		7	デイサービス 福寿	516-0113 齋田 316-83	高齢者施設	
	8	デイサービス ゆい (削除)	516-1302 大江 1111 (削除)	高齢者施設 (削除)		8	三重外湾漁協デイサービスセンター まごころ	516-1309 東宮 3310	高齢者施設	
	9	三重外湾漁協デイサービスセンター まごころ	516-1309 東宮 3310	高齢者施設		9	南伊勢町社会福祉協議会 ふれあいなんとう (通所介護)	516-1423 村山 1132-1	高齢者施設	
	10	南伊勢町社会福祉協議会 ふれあいなんとう (通所介護)	516-1423 村山 1132-1	高齢者施設		10	デイサービスセンター のぞみ	516-1532 小方竈 181	高齢者施設	
	11	デイサービスセンター のぞみ	516-1532 小方竈 181	高齢者施設		11	介護付有料老人ホーム みなみいせ	516-0101 五ヶ所浦 988-7	高齢者施設	
	12	介護付有料老人ホーム みなみいせ	516-0101 五ヶ所浦 988-7	高齢者施設		12	愛の家グループホーム 五ヶ所	516-0101 五ヶ所浦 4024-2	高齢者施設	
	13	愛の家グループホーム 五ヶ所	516-0101 五ヶ所浦 4024-2	高齢者施設		13	住宅型有料老人ホーム 希望の里 福寿	516-0113 齋田 316-84	高齢者施設	
	14	住宅型有料老人ホーム 希望の里 福寿	516-0113 齋田 316-84	高齢者施設		14	介護老人保健施設 水脈の郷	516-1306 槌柄浦 1-1	高齢者施設	
	15	介護老人保健施設 水脈の郷	516-1306 槌柄浦 1-1	高齢者施設		15	グループホーム ぱれっと	516-1421 河内 520	高齢者施設	
	16	グループホーム ぱれっと	516-1421 河内 520	高齢者施設		16	障がい福祉サービス 「ファイト」	516-0104 神津佐 1158-9	障がい者施設	
	17	障がい福祉サービス 「ファイト」	516-0104 神津佐 1158-9	障がい者施設		17	かえで作業所	516-0101 五ヶ所浦 4147	障がい者施設	
	18	かえで作業所	516-0101 五ヶ所浦 4147	障がい者施設		18	共同生活支援事業所 グループホームいっぽ	516-1301 道方 419	障がい者施設	
	19	共同生活支援事業所 グループホームいっぽ	516-1301 道方 419	障がい者施設		19	南島東小学校	516-1307 贄浦 188-2	学校等施設	
	20	南島東小学校	516-1307 贄浦 188-2	学校等施設		20	南島西小学校	516-1423 村山 1036	学校施設	
	21	南島西小学校	516-1423 村山 1036	学校施設		21	放課後児童クラブ ふれあいなんとう	516-1423 村山 1132-1	児童福祉施設	
	22	南伊勢高校南勢校舎 (削除)	516-0109 船越 2926-1 (削除)	学校施設 (削除)						

ページ	修正前					修正後					備考			
	23	なかよし保育園 (削除)	516-1309 東宮 3132 (削除)	児童福祉施設 (削除)										
	24	放課後児童クラブ ふれあいなんとう	516-1423 村山 1132-1	児童福祉施設										
6-1	第6 通信に関する資料 6-1 災害時優先電話					第6 通信に関する資料 6-1 災害時優先電話					記載誤り。			
	NO	電話番号	電話種類	郵便番号	設置場所住所等	NO	電話番号	電話種類	郵便番号	設置場所住所等				
	2	0596-76-0001	単独・事務	516-1422	度会郡南伊勢町神前浦 15 (役場南島庁舎)	2	0596-76-0001	単独・事務	516-1492	度会郡南伊勢町神前浦 15 (役場南島庁舎)				
8-2	第8-2 近隣の主な医療機関 1 災害医療センター (災害拠点病院)					第8-2 近隣の主な医療機関 1 災害医療センター (災害拠点病院)					記載誤り。			
	区分	施設名	所在地	電話番号		区分	施設名	所在地	電話番号					
	基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	0593-45-2321		基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	059-345-2321					
10-1~ 10-8	土石流危険渓流一覧 (削除)					土石災害警戒区域等の一覧表 (追加) 別紙1					土石災害警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定による修正。			
10-9~ 10-19	急傾斜地崩壊危険箇所一覧 (削除)					土石災害警戒区域等の一覧表 (追加) 別紙1					土石災害警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定による修正。			
10-30	10-7 道路注意箇所 出典：三重県地域防災計画添付資料 第2部 (R4.3 修正版)					10-7 道路注意箇所 出典：三重県地域防災計画添付資料 第2部 (R7.3 修正版)					最新の情報に修正。			
	(2) 主要地方道					(2) 主要地方道								
	番号	建設部	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数	番号	建設部	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
	29	伊勢	主要地方道	012 伊勢南勢線	度会郡南伊勢町	落石・崩壊	6	27	伊勢	主要地方道	012 伊勢南勢線	度会郡南伊勢町	落石・崩壊	6
	31	〃	〃	033 南島紀勢線	〃	〃	13	29	〃	〃	033 南島紀勢線	〃	〃	13
	33	〃	〃	033 南島紀勢線	〃	擁壁	6	31	〃	〃	033 南島紀勢線	〃	擁壁	6
	38	〃	〃	046 南島大宮大台線	〃	落石崩落	5	36	〃	〃	046 南島大宮大台線	〃	落石崩落	5
	41	〃	〃	046 南島大宮大台線	〃	擁壁	3	39	〃	〃	046 南島大宮大台線	〃	擁壁	3
	(3) 一般県道					(3) 一般県道								
	番号	建設部	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数	番号	建設部	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
	34	〃	〃	719 伊勢路伊勢線	〃	土石流	1	33	〃	〃	719 伊勢路伊勢線	〃	土石流	1
	37	〃	〃	719 伊勢路伊勢線	〃	落石崩壊	1	36	〃	〃	719 伊勢路伊勢線	〃	落石崩壊	1
	41	〃	〃	721 度会南勢線	〃	岩石崩壊	1	40	〃	〃	721 度会南勢線	〃	岩石崩壊	1

ページ	修正前							修正後							備考
	42	〃	〃	722 礫浦押測線	〃	落石崩落	4	41	〃	〃	722 礫浦押測線	〃	落石崩落	4	
	46	〃	〃	769 中津浜浦五ヶ所線	〃	〃	1	45	〃	〃	769 中津浜浦五ヶ所線	〃	〃	1	
10-31	10-8 防災重点ため池 出典：三重県地域防災計画添付資料 第2部 (R4.3 修正版)							10-8 防災重点農業用ため池 出典：三重県地域防災計画添付資料 第2部 (R6.3 修正版)							ため池調書上、除外されているため。
	データベースコード番号	ため池名	所在地	管理者	ため池の規模			データベースコード番号	ため池名	所在地	管理者	ため池の規模			
					堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m³)					堤高(m)	堤長(m)	総貯水量(千m³)	
	244720008 (削除)	サシタ池 (削除)	大方竈 112 番地 (削除)	大方竈区 (削除)	5 (削 除)	52 (削 除)	8 (削 除)	244720010	市原池	神津佐 701 番地	神津佐区	8	75	14	
	244720010	市原池	神津佐 701 番地	神津佐区	8	75	14	244720013	獅子谷池	道行竈 225 番地	道行竈区	8	56	21	
	244720013	獅子谷池	道行竈 225 番地	道行竈区	8	56	21	244720014	坂ノ谷池	道行竈 223 番地	道行竈区	7	41	2	
	244720014	坂ノ谷池	道行竈 223 番地	道行竈区	7	41	2								
	244720015 (削除)	タン池 (削除)	道行竈 100 番地 (削除)	道行竈区 (削除)	8 (削 除)	29 (削 除)	4 (削 除)								
11-1	第11 輸送に関する資料 11-1 三重県防災ヘリコプター緊急運航要領 (趣旨) 第1 この要領は、三重県防災ヘリコプター運航管理要綱 (以下「要綱」) という。第15条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航 (以下「緊急運航」と言う。) に関して、必要な事項を定めるものとする。 (他の規定との関係) 第2 緊急運航については、要綱及び三重県防災ヘリコプター応援協定 (以下「協定」という。) に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。							第11 輸送に関する資料 11-1 三重県防災ヘリコプター緊急運航要領 (趣旨) 第1 この要領は、三重県防災ヘリコプター運航管理規程 (以下「規程」) という。第15条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航 (以下「緊急運航」と言う。) に関して、必要な事項を定めるものとする。 (他の規定との関係) 第2 緊急運航については、要綱及び三重県防災ヘリコプターに関する支援協定 (以下「協定」という。) に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。							文言の修正。
11-3	11-2 ヘリコプター臨時離着陸場							11-2 ヘリコプター臨時離着陸場 (削除)							スポーツ施設建設により臨時離着陸場として使用出来ないため。
	名称	所在地	緯度経度	管理者電話番号	面積		離着陸場規模	避難場所指定	水没危険	自衛隊の林野火災適否	離着陸場区分				
	旧穂原小学校グラウンド (削除)	南伊勢町伊勢路 981 (削除)	N34° 20' 40 E136° 38' 33 (削除)	南伊勢町役場防災安全課 0599-66-1704 (削除)	100 × 50 (削除)	5,000 (削除)	C (削除)	無 (削除)	有 (削除)	面積 否 水利 有 (削除)					
11-5	三重県緊急ネットワーク図 (R5.2)							三重県緊急ネットワーク図 (R7.2) 別紙2							最新の情報に修正。
14-1	第14 文教に関する資料 14-1 台風時における児童・生徒の登下校の取り扱いについて							第14 文教に関する資料 14-1 台風時等における学校管理・児童生徒の登下校時の指導ならびに授業の実施について							全面修正を行う。

ページ	修正前	修正後	備考
	<p>町内児童・生徒の非常・災害時における登下校を下記のように講じたいのでよろしくご配慮下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 始業前に「暴風警報」が発令されている場合</p> <p>①児童・生徒は登校しない。（自宅待機）</p> <p>②ただし、警報が午前11時までに解除された場合、解除後2時間の余裕をもって児童・生徒を登校させ授業を行う。</p> <p>③午前11時を過ぎてもなお、警報が解除されない場合、登校しない。</p> <p>2 登校の途中で「暴風警報」が発令された場合</p> <p>①原則として児童・生徒は帰宅する。</p> <p>②既に登校している児童・生徒については、状況を判断し適切な措置をとる。</p> <p>3 始業後に「暴風警報」が発令された場合</p> <p>①原則として、児童・生徒は帰宅する。</p> <p>②ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発令などにおける気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる児童・生徒については学校で保護すると共に地区委員と連絡をとり保護者の協力をお願いする。</p> <p>③暴風警報の地域的差異、諸条件で学校運営上いちじるしく適当でない、①、②の定めにかかわらず学校長の判断により、その都度適当な処置をする。</p> <p>4 「大雨警報」または「洪水警報」が出されている場合</p> <p>①6時前後のニュースで警報の有無をたしかめる。</p> <p>②警報が出ていたら、6時20分頃まで自宅で待機する。</p> <p>③6時20分以降も、登校に危険な状況の時（大雨、洪水等）は、町の防災放送より自宅待機し、次の防災放送を待つ。</p> <p>④6時20分までに町の防災放送がなかったら、それ以降に登校する。</p> <p>⑤その他、局地的に登校が困難な場合があれば、保護者の判断で自宅待機させ、学校へ連絡する。</p> <p>平成17年10月1日</p>	<p>1 台風時等に警報が発令された場合</p> <p>「台風時における児童生徒の登下校の指導ならびに授業実施について」（平成28年3月17日最終改正）を準用する。</p> <p>(1) 始業前に暴風警報、暴風雪警報又は津波警報が発令されている場合</p> <p>ア 児童生徒はさせなくてよい。</p> <p>イ ただし、警報が午前11時までに解除された場合は解除後2時間の余裕をもって児童生徒を登校させ、当日の授業を始める。</p> <p>ウ 午前11時においても、なお警報が解除されない場合は、当日の授業は中止する。</p> <p>(2) 始業後に暴風警報、暴風雪警報又は津波警報が発令された場合</p> <p>ア 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに児童生徒を帰宅させる。</p> <p>イ ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発令等における気象状況、津波の予想到達時刻、地域の道路等の状況を把握し、下校に際しての安全面を十分配慮する。</p> <p>また、安全に帰宅させることが困難と認められる児童生徒については、保護者と緊密な連絡を取る等適切な処置をとる。</p> <p>(3) 暴風警報、暴風雪警報又は津波警報等の地域的差異、学校のおかれている諸状況等から前期によることが学校運営上いちじるしく適当でない場合は（1）および（2）の定めにかかわらず学校長の判断により適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(4) 特別警報が発表された場合</p> <p>ア 重大な被害のおこるおそれが著しく大きい以下の特別警報については、前記（1）及び（2）により対応するものとする。</p> <p>大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報</p> <p>イ 高潮特別警報及び波浪特別警報については、前記（3）により対応するものとする。</p> <p>3 大雨・洪水警報および注意報（津波を含む）、積雪等の対応</p> <p>児童生徒の安全が確保できないと学校長が判断した場合には、「自宅待機」・「臨時休校」・「登校」・「下校」等の決定は原則として学校長が行うものとする。</p> <p>決定後は、直ちに教育委員会に報告する。</p> <p>≪決定にあたっての留意事項≫</p> <p>(1) 児童生徒への「自宅待機」・「臨時休校」の決定は、午前6時から午前7時の間に行い、学級連絡網等で連絡する。</p> <p>(2) 必要に応じて、校長は職員の出勤を早め、登校途中の児童生徒の安全確保に努める。</p> <p>(3) 通学路の安全確保に努めるとともに、登校した児童生徒に対して適切な処置を講ずる。</p> <p>(4) 下校させる場合は、状況に応じて通学団やグループ等の集団で行うとともに、保護者との連携をとり、職員が指導にあたる。</p> <p>(5) 学校・家庭・教育委員会との連携を密にするとともに、学校間の連携も十分に行う。</p> <p>4 南海トラフ巨大地震情報等に対する対応</p> <p>(1) 児童生徒の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 児童生徒が、在校中に南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、授業・部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅するよう指導する。</p> <p>イ 児童生徒が、登下校中に南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、避</p>	

ページ	修正前	修正後	備考
		<p>難所・避難場所への避難も含め、あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅・避難するよう指導する。</p> <p>ウ 児童生徒が、在宅中に南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、休校として児童生徒等は登校させない。</p> <p>エ 南海トラフ地震情報（巨大地震注意）が発表された場合には、日頃からの地震への備えを再確認し、地震の発生に注意しながら通常の生活を送る。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意する。</p> <p>(2) 学校等においては、(1)の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者と協議のうえ、地域の実態に即して具体的な対応方法を定めておくものとする。</p> <p>(3) 南海トラフ巨大地震情報が発表された場合の学校等の対応の方法については、児童生徒をはじめ保護者その他関係機関に周知しておくものとする。</p> <p>(4) 施設・設備について、日頃から安全点検を行い、南海トラフ巨大地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合には、災害の発生を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 Jアラート等を通じて南伊勢町内を含む地域に避難を呼びかける緊急情報が発信された場合の対応</p> <p>(1) Jアラート発信時において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆登校前については、 <ul style="list-style-type: none"> ・登校せずに自宅待機とする。 ◆登下校中については、 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅、学校、近隣の建物などに避難をする。 ◆登校後は、 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職（教職員）の指示にしたがう。 <p>(2) 行政（国・県・町等）からの情報で安全確保ができた場合 （弾道ミサイルが日本の領土・領海の上空を通過した・日本の領域内の海域に落下した・その可能性がある等、屋内避難を解除するような情報伝達があった場合において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆登校前においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・午前11時（11時を含む）までに安全確保ができた場合には、安全確保後2時間の余裕をもって登校させる。 ・午前11時においてもなお安全確保ができない場合には、当日の授業は中止し、臨時休業とする。 ◆登下校中においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・行政からの放送等により安全確保ができた後、登校中であれば学校へ、下校中であれば自宅へ行く。登校時間においては、上記に準ずるものとする。 ◆登校後においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・管理職（教職員）の指示に従う。 <p>*原則として、時間的経過については「気象警報などの発表時における休業及び登下校について（平成26年10月改訂）」の対応と同様であるが、児童生徒の安全を最優先し、柔軟に対応する。</p> <p>(3) 何らかの被害が及んでいる場合（弾道ミサイルが「日本の領土・領海の上空で爆発した」「日</p>	

ページ	修正前	修正後	備考
		<p>本の領土・領海に着弾した」場合など)</p> <p>◆登校前においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政からの指示・保護者の判断に従って行動する。 <p>◆登下校中においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政からの指示に従って行動する。急を要する状況では、その場を離れ、密閉性の高い屋内等安全性の高い所に避難する。 <p>◆登校後においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職（教職員）の指示に従う。 <p>* ミサイル着弾の有無、着弾場所、弾頭の種類等により、対応が異なってくるため、テレビ・ラジオ・インターネット等で情報を収集する。</p> <p>* 絆メールなどを保護者に配信する等、児童生徒および保護者、地域の混乱を避けること。ただし、通信機器の機能停止を狙う攻撃などを受けた場合、配信が不能になる場合もあることを想定しておくこと。</p> <p>* 弾道ミサイル落下時の行動の詳細については、「内閣官房 国民保護ポータルサイト」 (http://www.kokuminhogo.go.jp/)</p> <p>ミサイル落下時の政府の対応状況については、「首相官邸ホームページ」 (http://www.kantei.go.jp/) を参照する。</p>	
14-3	<p>14-2 保育所における警報発令時の取扱い</p> <p>1 暴風警報の発令</p> <p>(1) 保育中に発令した場合</p> <p>すみやかに保護者へ連絡をとり、安全かつ確実に園児を降園させ以後閉園とする。(同日中に警報が解除された場合は下記の場合の区分により再開もしくは閉園処理をとることとする。)</p> <p>(2) 登園前に発令している場合</p> <p>閉園とし、通常の登園時間前に有線放送等により各保護者にその旨周知する。</p> <p>(例) 保育園〇〇園より保護者のみなさまへご連絡いたします。現在、暴風警報が発令されておりますので、保育所は閉園とさせていただきます。なお警報の解除にともなう登園又は完全休園につきましては、改めてご連絡いたしますのでご承知ください。</p> <p>2 暴風警報が解除された場合</p> <p>(1) 平日保育の場合</p> <p>○午前 10 時までに警報が解除された場合</p> <p>解除された時点で被災状況を確認し登園等を保護者へ連絡する。 給食は実施する。</p> <p>○午前 10 時以降午後 1 時までに警報が解除された場合</p> <p>解除された時点で被災状況を確認し登園等を保護者へ連絡する。 給食は実施しない。(自宅で昼食をすませて登園する旨連絡)</p> <p>○午後 1 時の時点で警報が発令している場合</p> <p>休園とし、その旨保護者へ連絡する。</p> <p>(2) 半日保育の場合</p> <p>○午後 10 時までに警報が解除された場合</p> <p>解除された時点で被災状況を確認し登園等を保護者へ連絡する。 給食は実施する。</p> <p>○午前 10 時の時点で警報が発令している場合</p>	<p>14-2 保育所における警報発令時の取扱い</p> <p>1 暴風警報の発令</p> <p>(1) 保育中に発令した場合</p> <p>すみやかに保護者へ連絡をとり、安全かつ確実に園児を降園させ以後閉園とする。(同日中に警報が解除された場合は下記の場合の区分により再開もしくは閉園処理をとることとする。)</p> <p>(2) 登園前に発令している場合</p> <p>閉園とし、通常の登園時間前に有線放送等により各保護者にその旨周知する。</p> <p>(例) 保育園〇〇園より保護者のみなさまへご連絡いたします。現在、暴風警報が発令されておりますので、保育所は閉園とさせていただきます。なお警報の解除にともなう登園又は完全休園につきましては、改めてご連絡いたしますのでご承知ください。</p> <p>2 暴風警報が解除された場合</p> <p>(1) 平日保育の場合</p> <p>○午前 10 時までに警報が解除された場合</p> <p>解除された時点で被災状況を確認し登園等を保護者へ連絡する。 給食は実施する。</p> <p>○午前 10 時以降午後 1 時までに警報が解除された場合</p> <p>解除された時点で被災状況を確認し登園等を保護者へ連絡する。 給食は実施しない。(自宅で昼食をすませて登園する旨連絡)</p> <p>○午後 1 時の時点で警報が発令している場合</p> <p>休園とし、その旨保護者へ連絡する。</p> <p>(2) 半日保育の場合</p> <p>○午後 10 時までに警報が解除された場合</p> <p>解除された時点で被災状況を確認し登園等を保護者へ連絡する。 給食は実施する。</p> <p>○午前 10 時の時点で警報が発令している場合</p>	<p>南海トラフ地震の場合を追加。</p>

ページ	修正前	修正後	備考
	<p>休園とし、その旨保護者へ連絡する。</p> <p>3 給食の有無の決定について（補足） 給食の有無については、前記警報が解除された場合の時間区分によるものとするが、午前10時前後に警報が解除された場合の給食実施の有無、および給食内容の変更等については、半日保育の場合は、各園長が自園の被災状況や給食の準備等の判断し、決定するものとする。ただし、平日保育の場合はできる限り、給食を実施するようにするものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>4 暴風警報を除くその他の警報が発令された場合</p> <p>（1）地震発生の警戒宣言が発令された場合 暴風警報発令の取扱いに準じる</p> <p>（2）津波警報が発令された場合 ○まず安全な高台等の避難場所へ速やかに避難誘導する。 ○避難後は、避難場所から園児を移動させる場合は確実な情報を確認しながら園長の判断により時期を失することのない様対応を行う。</p> <p>（3）その他の警報が発令された場合 ○平常どおりの保育を行うものとする。ただし、災害の発生のおそれのある場合、現場園長の判断により必要があると認められたときは、休園とすることができる。</p> <p>5 職員の出勤について</p> <p>（1）職員の出勤については、各警報を問わず身体の危険および交通便の支障がない限り出勤するものとする。</p>	<p>休園とし、その旨保護者へ連絡する。</p> <p>3 給食の有無の決定について（補足） 給食の有無については、前記警報が解除された場合の時間区分によるものとするが、午前10時前後に警報が解除された場合の給食実施の有無、および給食内容の変更等については、半日保育の場合は、各園長が自園の被災状況や給食の準備等の判断し、決定するものとする。ただし、平日保育の場合はできる限り、給食を実施するようにするものとする。</p> <p>4 南海トラフ地震が想定される場合</p> <p>（1）保育中に発令された場合 園児の安全を確保し、保護者へ連絡をとり、安全かつ確実に園児を降園させ以後閉園とする。保護者自身が安全に迎えに来られるまでは、保育園で責任をもって預かる。（同日中に警報が解除された場合は、暴風警報が解除された場合の取扱いに準じる。）</p> <p>（2）登園前に発令された場合</p> <p>①津波警報・注意報が発令された場合 閉園とし、通常登園時間前に有線放送等により各保護者にその旨を連絡する。</p> <p>②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表</p> <p>（A）「巨大地震警戒」が発表された場合 自宅待機もしくは安全な場所に避難し、保育園は休園とする。</p> <p>（B）「巨大地震注意」が発表された場合 今後の地震情報に注意しながら保育園は通常保育とする。</p> <p>（C）「調査終了」が発表された場合 暴風警報が解除された場合の区分により再開もしくは閉園処理をとることとする。</p> <p>4 暴風警報を除くその他の警報が発令された場合</p> <p>（1）津波警報（注意報）・大雪警報・避難指示が発令された場合 暴風警報発令の取扱いに準じる</p> <p>（2）その他の警報が発令された場合 平常どおりの保育を行うものとする。ただし、災害の発生のおそれのある場合、現場園長の判断により必要があると認められたときは、休園とすることができる。</p> <p>5 職員の出勤について</p> <p>（1）職員の出勤については、各警報を問わず身体の危険および交通便の支障がない限り出勤するものとする。</p>	

ページ	章	節	項	修正前	修正後	備考																								
3	2	1		4 広域的応援措置が必要となる資機材、人員等のめやす (1) 必要となる人員のめやす オ 被災建築物応急危険度判定および 宅地等危険度判定実施 のために必要な要員	4 広域的応援措置が必要となる資機材、人員等のめやす (1) 必要となる人員のめやす オ 被災建築物応急危険度判定および 被災宅地危険度判定実施 のために必要な要員	正式名称に修正。																								
19	4	2		2 災害対策本部の設置等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</td> <td>① 防災担当職員</td> </tr> <tr> <td>警戒体制 災害対策本部</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td> <td>① 防災担当職員 ② 警報待機班 (削除)</td> </tr> <tr> <td>非常体制 災対本部設置</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> <td>① 全職員</td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備基準	配備体制	準備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	① 防災担当職員	警戒体制 災害対策本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	① 防災担当職員 ② 警報待機班 (削除)	非常体制 災対本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	① 全職員	2 災害対策本部の設置等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</td> <td>② 防災担当職員</td> </tr> <tr> <td>警戒体制 災害対策本部</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td> <td>① 防災担当職員 ② 全課長（局長・事務長） (追加)</td> </tr> <tr> <td>非常体制 災対本部設置</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> <td>② 全職員</td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備基準	配備体制	準備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	② 防災担当職員	警戒体制 災害対策本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	① 防災担当職員 ② 全課長（局長・事務長） (追加)	非常体制 災対本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	② 全職員	配備体制の変更。
体制	配備基準	配備体制																												
準備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	① 防災担当職員																												
警戒体制 災害対策本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	① 防災担当職員 ② 警報待機班 (削除)																												
非常体制 災対本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	① 全職員																												
体制	配備基準	配備体制																												
準備体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	② 防災担当職員																												
警戒体制 災害対策本部	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	① 防災担当職員 ② 全課長（局長・事務長） (追加)																												
非常体制 災対本部設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	② 全職員																												
25	7	2		1 児童生徒等に対する防災教育 (2) 地域住民等に対する教育 カ 各地区における避難対象地区、 急傾斜地崩壊危険箇所等 に関する知識	1 児童生徒等に対する防災教育 (2) 地域住民等に対する教育 カ 各地区における避難対象地区、 土砂災害警戒区域等 に関する知識	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定による修正。																								